

○大町市公共工事に係る中間前金払取扱要領

平成20年4月14日

告示第38号

改正 令和2年8月18日告示第112号

令和3年11月11日告示第135号

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の中間前金払に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 中間前金払をする対象は、当初の請負代金額が500万円以上の建設工事とする。

(割合)

第3条 中間前金払をする額は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前金払を支出した後の前金払額の合計額は、請負代金額の10分の6以内とする。

(公告・通知)

第4条 中間前金払をするときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び大町市財務規則(昭和55年規則第2号)第106号の規定により公告又は同法施行令第167条の12及び同規則第117条の規定により通知するものとする。

(契約約款)

第5条 中間前金払をするときは、工事請負契約約款に中間前金払の事項を設けるものとする。

(認定方法)

第6条 発注者は、請負者から中間前金払認定請求書(様式第1号)の提出があり、請負者が次の各号に掲げる要件を全て満たしていると認めるときは、速やかに中間前金払認定書(様式第2号)を請負者に交付する。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工事工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(支払)

第7条 請負者は、中間前金払請求書(様式第3号)中間前払金保証証書を添付して請求するものとし、発注者は請求を受けた日から14日以内に支払うものとする。

(請求単位)

第8条 中間前金払の請求単位は万円止とし、千円以下の端数は切り捨てるものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年8月18日告示第112号）

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年11月11日告示第135号）

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

中間前金払認定請求書

工 事 名	
工事箇所名	
工 期	
契 約 金 額	
契 約 年 月 日	
備 考	
<p>上記工事について、建設工事請負契約約款第34条第 号の規定により、 中間前金払の認定を請求します。</p> <p>大町市長 殿</p> <p>年 月 日</p> <p>請負者 住 所</p> <p>商号又は名称</p> <p>代表者氏名</p>	

【添付書類】

- ①工事工程表（施工内容がわかるもの）
- ②工事写真等

様式第2号（第6条関係）

中間前金払認定書

契約の相手方	
工 事 名	
工事箇所名	
工 期	
契 約 金 額	
契 約 年 月 日	
備 考	
<p>上記工事について、その進捗を確認したところ、中間前金払の認定をすることができる要件を具備していることを認定する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大町市長</p>	

請 求 請 負 者	(住所) (商号又は名称)
工 事 名	
工 事 箇 所	
工 期	
確 認 書 類	<input type="checkbox"/> 工事工程表 <input type="checkbox"/> 工事写真等

上記工事について、中間前金払認定に係る要件を確認しました。

年 月 日

部課名等 _____

職氏名 _____

様式第3号（第7条関係）

中間前金払請求書

年 月 日

大町市長 殿

住 所
請負者 商号又は名称
代表者名

下記のとおり、工事請負代金にかかる中間前金払を請求します。

記

金 _____ 円（工事請負契約書第34条第3項の請求金額）
（工事請負代金額の10分の2以内相当額）

1 工 事 名

2 請 負 代 金 額 金 円

3 銀行預金口座 金融機関名

払 込 依 頼

_____ 名義 別口 普通預金 口座
口座番号 _____

4 保 証 内 容 保証証書に記載のとおり

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)